

# 6 免許証書換え交付申請書について

様式第三号の二（第四条の二関係）

(A4)

2 1 0

## 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じましたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

申請日を記入

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

~~近畿地方整備局長~~

殿

大阪府知事

申請者 商号又は名称 株式会社 建振不動産

郵便番号 (540-8570)

変更後の内容

主たる事務所の

所在地 大阪市中央区大手前2-2-1

氏名 代表取締役 大阪 健太

変更事項のあった欄の事項のみ記入。

(法人にあつては、代表者の氏名)

電話番号 (06) 6941-0351

ファクシミリ番号 (06) 6944-6805

記入不要

受付番号

※

受付年月日

※

届出時の免許証番号

(1)

変更に係る事項	変更後	変更前	変更年月日
(フリガナ) 商号又は名称	(ケンシンフドウサン) 株式会社建振不動産	(ケンシンエステート) 株式会社建振エステート	H20年10月1日
(フリガナ) 代表者氏名	(オオサカ ケンタ) 大阪 健太	(オオサカ ケンイチ) 大阪 健一	H20年10月1日
主たる事務所の 所在地	大阪市中央区大手前 2-2-1	大阪市住之江区南港北 1-14-16	H20年10月1日

確認欄

### 免許証の書換え交付申請

- この申請は、①商号（名称）、②代表者氏名、③主たる事務所の所在地 のいずれかについて変更があった場合に、新たな事項に書換えた免許証を交付するために必要。（施行規則第4条の2）
- 変更届と併せて、書換え交付申請書の正本1部を提出してください。手数料として500円の大阪府証紙が必要です。

※平成30年（2018年）10月1日に大阪府証紙は廃止になり、現金による納付となります。  
ただし、購入済みの証紙につきましては、平成31年（2019年）3月31日までは使用可能です。

**【平成30年10月1日以降、手数料の現金による具体的な納付方法】**

Posシステムにより手数料を納付いただけるほか、コンビニエンスストアでも納付いただけます。

■Posシステムにより、手数料を納付いただけます。

○納付窓口の設置日：平成30年（2018年）10月1日（月）

○納付窓口の設置場所及び取扱時間

- ・ 府庁本館：1階りそな銀行大手支店内（9時～17時：銀行営業時間と同じ）
- ・ 府庁別館：1階玄関ホール内（9時15分～12時、13時～17時30分）
- ・ 咲洲庁舎：1階フェスパ内（9時15分～17時30分）

○「大阪府手数料（Pos）」納付用連絡票 PDFファイルをダウンロードして添付してください。

[PDFファイル](#)

■コンビニエンスストアにて手数料を納付いただけます。

詳細は、こちらをクリックしてご覧ください。⇒[コンビニエンスストアでの手数料の納付](#)（120円＋税の手数料が別途必要です）